

府中市建設工事条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この府中市建設工事条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項によるものとする。ただし、同一項目について異なる内容の記載がある場合は、案件ごとに行う入札公告を優先する。

入札は、広島県内の地方公共団体等が共同で運用する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札案件であり、入札に関する手続きについては府中市電子入札実施要領を適用する。

また、開札後に資格の有無を審査する「事後審査型」により行い、府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）を適用する。

1. 入札参加資格

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	府中市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
(3)	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。）でないこと。
(4)	民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
(5)	府中市建設業者等指名除外要綱の規定による指名除外を対象工事の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても受けていない者であること。
(6)	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止を対象工事の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても受けていない者であること。
(7)	府中市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成13年府中市告示第111号）第3条各号のいずれにも該当しないと認められる者であること。
(8)	府中市に納付すべき市税の滞納がない者（法人の場合は、代表者個人の市税も含む）であること。
(9)	次に掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務のない者を除く）でないこと。 ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
(10)	その他、対象工事の公告に記載する要件を満たす者であること。

2. 設計図書等の閲覧方法

対象工事に係る設計図書は、電子データにより、公告日から入札日の前日（開庁日の場合は、前の開庁日まで）閲覧に供する。
対象工事の入札公告に特に定めのある場合を除き、府中市ホームページで各自確認するものとする。

3. 設計図書に対する質問及び回答

質問方法	設計図書に対する質問がある場合は、対象工事の入札公告に定める期日までに、所定の設計図書質問書により、FAX 又は持参により提出すること。
回答方法	質問書の提出があった場合は、質問に対する回答の内容を対象工事の入札公告に定める期日までに、府中市ホームページに公表する。

4. 入札方法及び工事費内訳書の提出方法

入札期間	対象工事の公告に記載のとおりとする。
入札方法	電子入札システムを利用して入札書を提出すること。ただし、府中市電子入札実施要領で定める手続きを経て書面参加を行う場合は、書面による入札を行うことができる。

工事費内訳書	入札時に工事費内訳書の提出すること。ただし、工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。 (1) 未提出であると認められる場合 ① 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない。 ② 無関係な書類である。 ③ 他の工事の工事費内訳書である。 (2) 記載すべき事項が欠けている場合 ① 内訳の記載がない。 ② ゼロ計上の項目がある。 (3) 記載すべき事項に誤りがある場合 ① 対象工事名に誤りがある。 ② 提出業者名に誤りがある。 ③ 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。 ④ 工事費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。 提出された工事費内訳書の内容については説明を求める場合がある。 なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するなど、必要な措置を講じるものとする。
--------	---

5. 入札保証金

入札保証金は免除する。

6. 無効となる入札

これまでに記載した無効の取扱いのほか次に掲げる入札は無効とする。 (1) 府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）第13条各号に該当する入札 (2) 対象工事の入札公告等において、あらかじめ示した条件に違反した者が行った入札

7. 開札後の取扱いについて

落札候補者の決定方法	(1) 予定価格以下で最低制限価格以上の範囲において、最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査を実施する場合にあっては、次の者を落札候補者とする。 ① 予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者（失格基準価格を設けた場合は同価格を下回る入札者を除く。）が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認める場合。 ② 低入札価格調査対象者の提出資料について、積算内容等の確認ができず、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、次順位者を調査対象とし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがない場合。 ③ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札候補者とせず、次に低い価格で入札した者 (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上有る場合には、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）により落札候補者を決定する。 (4) 総合評価落札方式による場合にあっては、対象工事の公告に定めにより落札候補者を決定するものとする。
資格要件確認書類	落札候補者には、電子入札システムで「資格要件確認書類提出依頼書」を送付するので、対象工事の入札公告に定める期日までに、電子入札システムで提出すること。

落札者の決定 及び通知	(1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者にその旨を通知する。 (2) 落札候補者が提出期限までに資格要件確認書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。 (3) 次順位者の取扱い、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。
入札結果の公表	入札結果は、落札者決定後遅延なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで府中市建設部監理課において閲覧に供するとともに、府中市ホームページに掲載する。

8. 配置予定技術者の取扱い

(1) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（恒常的な雇用関係とは、開札日の前日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。）にある者を配置すること。 (2) 配置予定技術者は、契約時点において配置できる技術者を記載するものとする。なお、資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。 (3) 資格要件確認書類の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更・差替え等は認めないものとする。 (4) 落札後、工事の施工に当たって、技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者を変更する場合は、府中市建設工事における技術者等の配置に関する運用基準によるものとする。 (5) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、府中市建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。

9. 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 (2) 契約の保証を必要としない場合 請負対象設計金額が300万円未満の工事は免除する。

10. 請負代金の支払い条件

前払金	請負対象設計金額が300万円以上の工事で、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けたものに限り、請負代金額の10分の4以内（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の2以内）を支払うものとする。（対象工事の入札公告等で別に定めのあるものを除く。）
中間前払金	前払金の支払いをした工事で、次の(1)から(4)の条件を満たしているものに限り、請負代金額の10分の2以内を支払うものとする。 (1) 工期が3か月以上であること。 (2) 工期の2分の1以上を経過していること。 (3) 工程表により工期の2分の1以上を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
部分払	請負代金額が500万円以上の工事を対象とする。 部分払金の額は、各会計年度における支払限度額に対応する出来高部分に対する請負代金相当額10分の9以内とし、請求できる回数は対象工事の入札公告等に定めるものとする。

11. その他

- (1) 府中市電子入札実施要領を確認のうえ、府中市が定める「入札条件及び注意事項」及び「仕様書共通事項」に従うこと。
- (2) 入札時に、工事内訳書を提出すること。(任意様式)
- (3) 資格要件確認書類提出書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 資格要件確認書類提出書等提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された資格要件確認書類提出書等の扱いは府中市情報公開条例の規定に基づくものとする。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、次のとおりとし、府中市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を行うことがある。
 - ① 入札後にあっては、その入札を無効とする。
 - ② 落札者で有る場合は、落札決定を取り消す。
 - ③ 契約後にあっては、契約を解除する場合がある。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を延期、中止することがある。この場合における損害は、入札参加者の負担とする。
 - ① 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
 - ② 入札参加者又はこれに関係する者が、共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
 - ③ 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。
- (8) 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により府中市議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、府中市議会の議決後に本契約を締結するものとする。

なお、当該議案が府中市議会で議決を得なかった場合でも、本市は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。
- (9) 低価格入札による請負契約の場合は、次に掲げる事項を条件とする。
 - ① 契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
 - ② 府中市建設工事執行規則第60条第1項の規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金の額は、請負代金額の10分の3とする。
 - ③ 前金払の額は、10分の2以内とする。
 - ④ 瑕疵担保責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては2年）以内とする。
- (10) 請負契約に際し府中市議会議員政治倫理条例第4条の規定を遵守すること。
- (11) 落札者とならなかった者は、通知した日の翌日から起算して10日以内に苦情申立書を提出し、その理由の説明を求めることができる。

【問い合わせ先】 〒726-8601

府中市府川町315番地 府中市役所 建設部 監理課

TEL 0847-44-9163

FAX 0847-46-1535

ホームページ <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp>